

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

- 1 人権・平和
- 2 男女共同参画

第2節 教育

- 1 学校教育
- 2 生涯学習
- 3 スポーツ・レクリエーション

第3節 文化

- 1 市民文化
- 2 伝統文化・文化財

【留意事項】

- 文言の整理を行った結果のみ見え消しで表示しています。
- そのため、体裁、図及び表については、前期基本計画のままとなっているため、素案を御確認ください。

本章の概要

一人一人が互いの個性や能力全との市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性と能力を発揮し、する協力し合える地域社会づくりを進めるとともに、生きる力や豊かな心、健康な身体を育み、自己の充実と生活の向上の実現を目指して、学ぶ機会の充実に努めます。

また、性別や年齢に関係なく、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを行いを整備し、誰もが学び活躍することができるまちを目指しますづくりに努めます。

第1節 人権

1 人権・平和

一人一人が互いの個性や能力を認め合い、等が尊重され誰もが自分らしく、幸せに暮らすそれを発揮することができる社会の実現を推進します。を目指し、様々な施策に取り組みます。

また、平和の大切さを次世代に継承するため、平和意識の醸成に努め平和に関する歴史的な資料等の整理・保存に努めます。

2 男女共同参画

誰もが性別や年齢を問わずすべての人々がなどに捉われず、職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において自分らしく、個性と能力を発揮し、協力し合えるいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。啓発事業などを推進します。

第2節 教育

1 学校教育

児童・生徒が自立して生きる力を育む教育を推進し、するとともに、一人一人が人間性豊かに成長できる学校・家庭・地域の連携強化に努め、地域が一体となった教育の環境づくりに取り組みます。

2 生涯学習

生活の充実や向上を実現するために、市民一人一人が生涯にわたって学習することができる機会をの拡充し、市民が生涯にわたって自らの意思で学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

3 スポーツ・レクリエーション

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに触れ合えるに接し親しめる環境づくりを行いを整備し、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

第3節 文化

1 市民文化

地域の文化を支える市民の文化団体を支援するとともに、誰もが質の高い多様な文化・芸術市民団体等に発表の場を提供するなど、芸術活動等の振興に努め、市民が芸術や文化に触れる機会や場の充実の確保に努めます。

2 伝統文化・文化財

市民の大切な財産である文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示等を通じて、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。また、地域の伝統的な文化を子どもたち次の世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。の提供に取り組みます。

第1節 人権

1 人権・平和

■ 現状と課題

《人権》

近年、「性別」、「年齢」、「宗教」、「国籍」などの多様性を尊重する風潮が広がっており、さらに今後加速していくことが見込まれます。大権は、日本国憲法によって保障された侵すことのできない国民の基本的権利です。

一人一人の人権が尊重される社会に向け、多様性への理解は浸透し始めているものの、女性や外国人、性的少数者への差別、虐待やいじめ等の問題は顕在しており、-多様性社会の実現にはまだ至っていない現状があります。しかし、今日もなお男女や国籍、人種差別などの人権侵害の存在が見受けられます。

また、家庭内などにおけるあらゆる暴力や虐待、障害者への差別、SNS等を悪用した誹謗中傷、各種ハラスメントの顕在化など、人権問題が多様化しています。SDGsにおいても、ジェンダー平等の実現や、不平等の是正などが定められています。

本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き人権の尊重に関わる事業を行い、の展開を図り、一人一人の個性が尊重される社会に向けた取組を行う市民への周知に努める必要があります。

表 4-1 人権相談等の実施内容

(令和2年4月1日現在)

相談名	相談日時	相談員	内容
こころの保健室	月1回	男性相談員 (偶数月) 女性相談員 (奇数月)	職場関係、子育て、離婚問題、性自認の悩み等についての相談
法律相談	月3回	弁護士	結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、訴訟その他法律全般についての相談
人権相談	月2回	人権擁護委員	人権侵害、家族関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養など身近な人権問題についての相談
女性弁護士による法律相談	月2回	女性弁護士	結婚、離婚、DV、相続、ご近所トラブル等についての相談

出典 秘書広報課・協働推進課資料

《平和》

本市は、昭和59年8月に「武蔵村山市非核平和都市宣言」を行い、その理念の下に動画作成や平和学習バスツアーをはじめとする平和関連事業平和事業を行ってきました。平成27年度には、市民の平和な生活を守り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を推進するため、平和首長会議に加盟しました。

また、戦時中、市内には東京陸軍少年飛行兵学校や村山陸軍病院等の軍事施設があったことから、平成28年に東京陸軍少年飛行兵学校の跡地の一角に歴史民俗資料館分館を開館し、戦争関連資料や当時の様子を伝える記録などを常設展示しています。

令和7年度には、戦後80年を迎えるに当たり、戦争体験者の声を後世に残すべく、映像を作成するとともに、市内の小・中学生及びその保護者が広島県・長崎県・沖縄県の平和関連施設へ視察を行う際の費用の一部を補助し、報告会を実施しました。

戦後80年以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代となりましたが、恒久平和の達成に向け、次世代を担う子どもに平和の大切さを継承していくことが求められています。世界に目を向けると人類の平和を脅かしかねない地域紛争などが絶えません。人類の最大の願いである恒久平和のため、戦争の悲惨さを、身をもって体験した世代と戦争を知らない世代とが力を合わせ、歴史を風化させることなく平和の尊さを語り継いでいく必要があります。

◆武蔵村山市非核平和都市宣言

昭和 59 年 8 月 6 日

平和を希求する心は私たち人類の共通の願いであります

しかし地球上には全世界の人類と文明を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在しております

そしてこれらを保有している国々の間では依然として核軍備の激しい競争が行われ人類は核戦争の恐怖と脅威にさらされているところであります

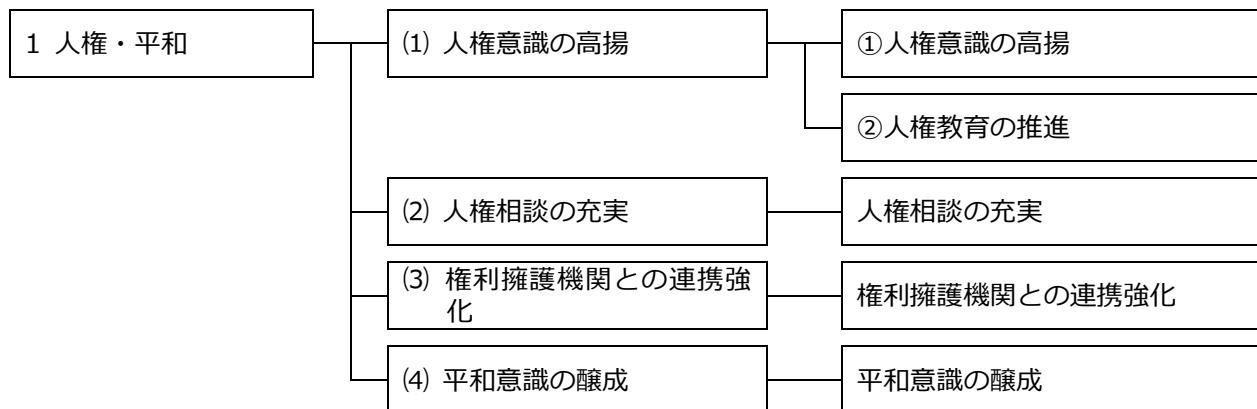
私たちは世界で唯一の核被爆体験を持つ国民として核兵器がいかに悲惨なものであるかを全世界に訴え人類の永遠の存在のため核兵器の廃絶を求めていかなければなりません

平和を愛し平和を守る市民とともにここに非核平和都市を宣言します

■ 基本方針

一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それを發揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

また、武蔵村山市非核平和都市宣言を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

■ 施策の体系・内容

<平和学習バスツアー>

(1) 人権意識の高揚

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
①人権意識の高揚		<p>一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、(仮称)武蔵村山市ダイバーシティ都市宣言の検討を行います。</p> <p>人権尊重の理念を広く社会に定着させるため、多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、市民が人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権に関する啓発活動を推進します。</p>		
<p>○児童・生徒を対象とした人権作文、人権メッセージ等の実施</p> <p>○人権講演会及び人権パネル展の実施</p> <p>○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進【再掲】</p>		秘書広報課		
<p>○性的少数者に関する理解の促進</p>		協働推進課 子ども子育て支援課		
②【新規】人権教育の推進		<p>あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、<u>するとともに、多様性への理解を促進します。</u></p> <p>学校・家庭・地域・関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導します。</p> <p>また、ダイバーシティ教育(*45)を通じて、多様性への理解を促進します。</p>		
<p>○人権教育の推進</p>		教育指導課		

(2) 人権相談の充実

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
人権相談の充実		<p>人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護するため、人権擁護委員との連携等による人権相談の充実を図ります。</p> <p>また、女性が相談しやすい体制を整備するため、男女共同参画センター「ゆーあい」において女性弁護士による法律相談を実施します。</p> <p>性自認や性的指向に関する悩みを持つ当事者を支援するため、当事者やその家族、友人、支援者等を対象とした相談を実施します。</p>		
<p>○法律相談の実施</p> <p>○人権相談の実施</p>		秘書広報課		
<p>○女性弁護士による法律相談の実施</p> <p>○こころの保健室の実施</p>		協働推進課		

(*45)ダイバーシティ教育：性別、年齢、障害の有無、国籍及び宗教など、価値観は多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育

(3) 権利擁護機関との連携強化

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
権利擁護機関との連携強化	人権の侵害に対して適切な対応が図れるよう、学校、人権擁護委員、東大和警察署、保健所及び社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。 ◎学校における人権教室の実施 ◎関係機関との連携強化		
	秘書広報課 関係各課		

(4) 平和意識の醸成

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
平和意識の醸成	平和の意義を確認し平和意識の高揚を図るため、平和に関する講演会等を開催します。 また、歴史を風化させることなく、平和について考えその尊さを語り継いでいくため、平和に関する図書の展示・貸出しを行うとともに、歴史民俗資料館分館において、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努め、常設展示を実施します。		
	◎平和の集いの実施 ◎平和学習バスツアーの実施 ◎原爆写真・東京大空襲パネル展の実施	秘書広報課	
	◎平和に関する図書の展示・貸出し	図書館	
	◎強制化文化財保護の推進 ◎歴史民俗資料館分館の管理・運営	文化振興課	

成果指標



2 男女共同参画

■ 現状と課題

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）のほか等、近年では、令和6年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行されるなどにより、男女共同参画に関する国の法制度は徐々に充実してきました。

また、令和4年には、女性デジタル人材育成プランが決定されるなど、女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消に向け、女性がさらに社会進出していくための環境整備が進められてきました。

一方で、職場をはじめ様々な分野において女性の社会進出が進み、これに対応した環境整備の重要性が認識されるようになったものの、女性がさらに社会進出していくための環境整備は進んでいるものの、性別による固定的な役割分担意識、不安定な雇用状況や長時間労働など依然として課題は残されています。少子高齢社会の進展等により、依然として育児・介護は女性の役割と考えている人が多い傾向にあります。

こうした中、本市においても令和7年3月に「第五四次男女共同参画計画－ゆーあいプラン－」を策定し、全ての市民が性別や年齢、国籍等に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観、多様性等が尊重される男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画事業の推進に当たっては、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター「ゆーあい」を推進拠点として、男女共同参画社会、ダイバーシティの推進に関する情報及び学習機会の提供、資料・図書の展示や貸出し、性別や世代に関わらず多様な人々とつながるきっかけとなる講座やイベントを開催しています。講座やイベントの開催、相談事業等を行うとともに、府内各部署及び関係機関、団体等と「ゆーあい」ネットワークを構築し、より実効性を高めた事業を実施しています。

また、男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、男女共同参画推進市民委員会が設置され、市が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力のほか、男女平等・男女共同参画に関する調査研究、男女共同参画の推進の啓発に関するなどを行っています。計画の推進状況や今後の在り方について検討しています。

男女共同参画社会の実現のためには、職場、家庭、地域社会などにおいて男女共同参画の意義を認識して行動することができるよう、男女平等の意識づくりを行い、性別や年齢等などに関わらず多様な人材が活躍する誰もが仕事・地域・家庭生活の調和が図られ、働く場面で活躍したという気持ちを持ち、個性と能力を十分に發揮でき尊厳を保たれるまちを実現する必要があります。

表4-2 市の各委員会等における女性委員の参画状況 (令和元年度実績)

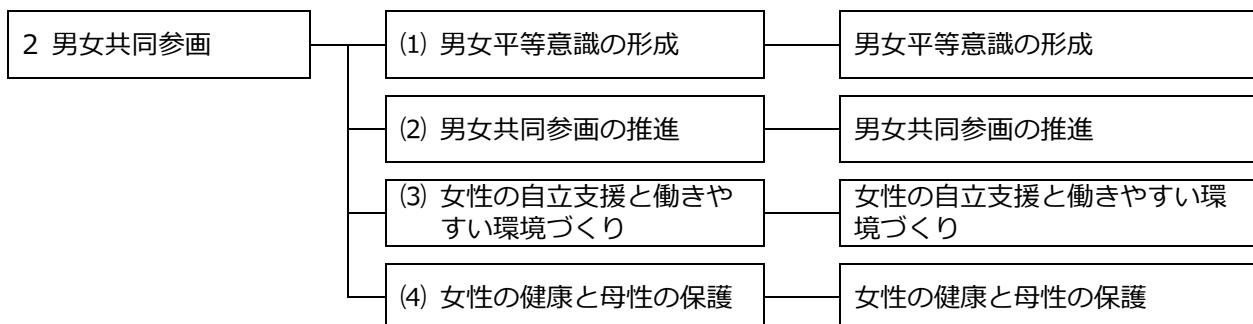
区分	総委員数(人)	女性委員数(人)	割合(%)
行政委員会（地方自治法第180条の5参照）	27	3	11.1
附属機関等（地方自治法第138条の4・第202条の3参照）	432	101	23.4
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	704	267	37.9
合 計	1,163	371	31.9

出典 協働推進課資料

■ 基本方針

誰もが性別や年齢、国籍等に捉われず自分らしくいきいきと暮らし、個性と能力を十分発揮でき、尊厳が保たれるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

■ 施策の体系・内容



(1) 男女平等意識の形成

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
男女平等意識の形成	<p>男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画フォーラム等の啓発事業や情報誌の発行などに取り組み男女共同参画を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるため、講座を実施するなど、学習機会の拡大を図ります。</p> <p><u>あらゆるハラスメント行為の防止に向けて、広報や啓発活動を推進するとともに、学校や市役所においてあらゆるハラスメント行為の発生防止に向けて、研修等を実施します。</u></p> <p><u>また、市職員の男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるように努めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画フォーラムの実施 ○情報誌「YOU・I」の発行 ○男女共同参画センター「ゆーあい」の活動の推進 ○あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進 ○あらゆる暴力の防止啓発活動の推進【再掲】 ○男性市職員の育児・介護休業取得の促進 	<p>協働推進課 子ども子育て支援課</p> <p>協働推進課 職員課</p>	  

(2) 男女共同参画の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
男女共同参画の推進	<p>市の政策や方針決定の場への男女共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境を整備し、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。</p> <p><u>また、男女が共に仕事やその他の活動と家庭生活を両立できるよう男性中心型の労働慣行の変革のために、ワーク・ライフ・バランス(*46)の推進に取り組みます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会等への女性の参画の促進 ○市民、事業所及び府内におけるワーク・ライフ・バランスの推進 	<p>協働推進課 行政経営課 関係各課</p>	

(*46)ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和を意味し、やりがい等を持ちながら働くとともに、家庭等においても多様な生き方が選択実現できる状態

(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

項目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
女性の自立支援と働きやすい環境づくり	<p>働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指すとともに、女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、各種相談や情報提供・支援等の充実に努めます。</p> <p><u>女性リーダーの育成に向けた研修等の開催や地域社会で女性のキャリア支援などを行うメンターバンクを運用し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見が的確に反映されることを目指します。</u></p> <p>また、地域で活躍する女性のネットワークを構築し、企業、地域及び社会への女性の参画を促進します。</p> <p>男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう保育内容の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業などを通して、働く男女の子育て支援に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○就労に関する相談や支援の実施 ○ワイメンズチャレンジプロジェクトの実施【再掲】 	協働推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ファミリー・サポート・センターの事業の実施【再掲】 ○子どもショートステイ事業の実施【再掲】 ○病児保育の実施【再掲】 ○延長保育の充実【再掲】 ○休日保育の充実【再掲】 ○ベビーシッターユニット利用支援事業の実施【再掲】 	<p>子ども子育て支援課</p> <p>子ども青少年課</p>	

(4) 女性の健康と母性の保護

項目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
女性の健康と母性の保護	<p>リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(*47)の観点から、女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るために、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上で知識の普及・情報提供、妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実を図ります。</p> <p>また、<u>女性のための健康教室を実施するとともに、働く女性が受診しやすい検診の在り方について検討を行います。</u></p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種母子保健事業の実施 ○妊産婦相談の充実 ○がん検診の実施 	<p>子ども子育て支援課</p> <p>健康推進課</p>	

(*47)リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：妊娠や出産に関して、責任を持った上で自由に決断・決定することができる権利及びそれに関係する情報と手段を持つ権利等

■ 成果指標

指標 1

審議会等への女性の参画率

36.4±1.9%
(R5R7)

40.0%以上
60.0%以下
(R12R7)

指標 2

男性市職員の育児休業取得率

46.5±0.5%
(R5
H27～R1の平均)

85±5%
(R12
R3～R7の平均)

指標 3

ワーク・ライフ・バランス 推進事業所の認定件数

14 事業所一
(R5R7)

30 事業所以上
累計5件
(R12R3～R7)

指標 4

ファミリー・サポート・センタ ー事業の延べ利用件数【再掲】

168364 件
(R5R2年1月ま
で)

500 件
(R12R7)



<男女共同参画センターゆーあい
(緑が丘ふれあいセンター内) >

第2節 教育

1 学校教育

■ 現状と課題

本市には、市立小学校 9 校、市立中学校 5 校があります。そのうち第四小学校と第二中学校は、多摩地域初の施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」として、平成 22 年 4 月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中一貫教育を推進しており、平成 28 年 4 月に、第七小学校と第四中学校が施設隣接型「小中一貫校大南学園」として開校しました。

令和 7 年 5 月 1 日現在、小学校の児童数は 3,6134,058 人、中学校の生徒数は 1,8442,188 人で、近年は僅かずつ減少傾向にあります（表 4-3、4-4、図 4-1 参照）。

このような状況の中、本市では令和 4 年平成 29 年 3 月に策定した「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三三次教育振興基本計画」の共通の基本理念である「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」のもと、「生きる力を育む教育の推進」、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進強化」、「教育の質の向上と教育環境の整備」、「自己実現を目指す生涯学習の推進」及び「教育財産の有効活用の推進」の5つを基本方針とし、教育、学術及び文化の振興に関する方策の総合的な推進等に取り組んでいます。

また、新たな時代に対応できる「生きる力」の育成の重要性、子ども一人一人に寄り添った教育の重要性がうたわれ、ESD（持続可能な開発のための教育）や、外国語教育、プログラミング教育など、新たな教育に対応していくことが求められています。

令和 5 年度には、市や地域に愛着を持つとともに、市の発展や課題について考え、主体的に問題解決に取り組む児童・生徒の育成を目指し、市内小・中学校でまちづくり学習を開始しました。

特別支援教育については、また、「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育をより一層推進し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携して、特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行い、将来の社会的自立、地域の一員として生きていく力を培うとともに、共生社会の形成を目指した教育を全ての学校において推進してきました。特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する支援体制の充実を図り、特別支援教育を推進しています。

学校施設については、本市における大部分の学校施設は建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。学校施設は、児童・生徒が過ごす学習生活の場であるため、災害時の安全性を確保するとともに、より快適な環境づくりに努めることが求められています。

さらに、各設備に関しても、給排水設備、受変電設備及びプール等は、耐用年数を過ぎており、度々不具合が発生している状況です。その際には迅速に修繕等を実施してきましたが、計画的かつ大規模な改修工事が不可欠となっている状況です。「学校施設長寿命化計画」を踏まえ、効率的な運営・管理、施設の充実、安全性の向上等に努め、心身ともに健全な学校教育を推進するとともに、建替え等の時期について早期の検討が必要です。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のためだけではなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要であり、本市では安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食の安定的な実施に努めています。令和 7 年 4 月には、防災食育センターの運用を開始しており、更なる学校給食の充実に向けて、災害時の応急給食機能を活用した平常時の学校給食への対応を実現しました。する機能を備えた（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備に取り組みます。

表 4-3 小学校の学級数一覧

(令和 2 年 5 月 1 日現在)

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合 計
第一小学校	2	2	2	2	2	2	12(6)
第二小学校	2	2	2	2	2	2	12
第三小学校	2	2	2	2	3	2	13
小中一貫校村山学園	2	2	2	2	2	2	12
第四小学校	2	2	2	2	2	2	12
小中一貫校大南学園	4	3	3	3	3	3	19
第七小学校	4	4	4	3	3	4	22
第八小学校	2	2	2	2	1	2	11
第九小学校	3	3	3	3	3	3	18
雷塚小学校	2	2	2	2	2	2	12(7)

(注)合計の()は特別支援学級の数であり、外数

出典 教育総務課資料

表 4-4 中学校の学級数一覧

(令和 2 年 5 月 1 日現在)

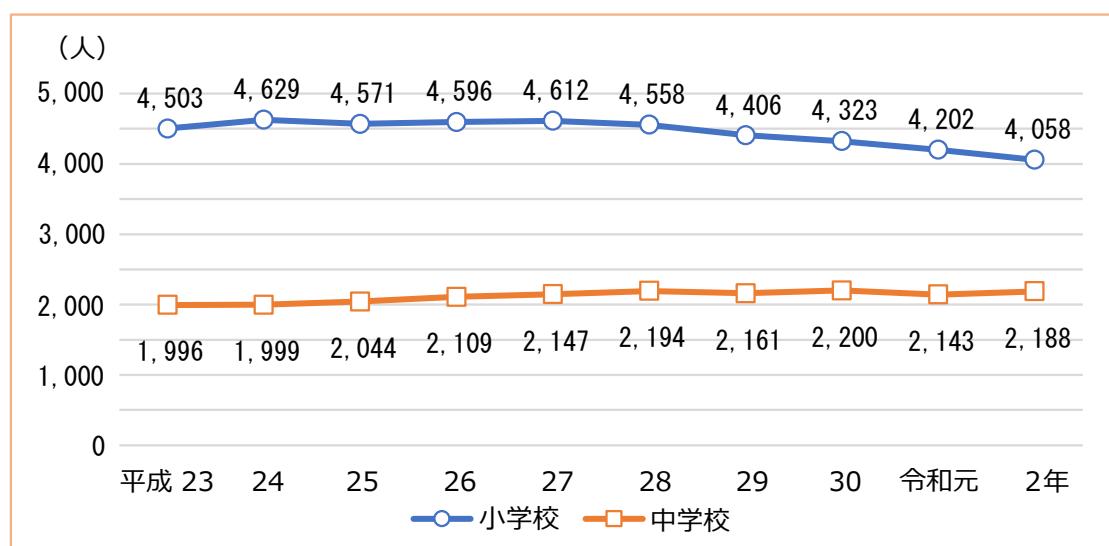
学校名	1 学年	2 学年	3 学年	合 計
第一中学校	6	5	5	16(4)
小中一貫校村山学園	2	2	2	6(8)
第二中学校	4	3	4	11
小中一貫校大南学園	4	4	4	12
第四中学校	6	5	5	16

(注)合計の()は特別支援学級の数であり、外数

出典 教育総務課資料

図 4-1 児童・生徒数の推移

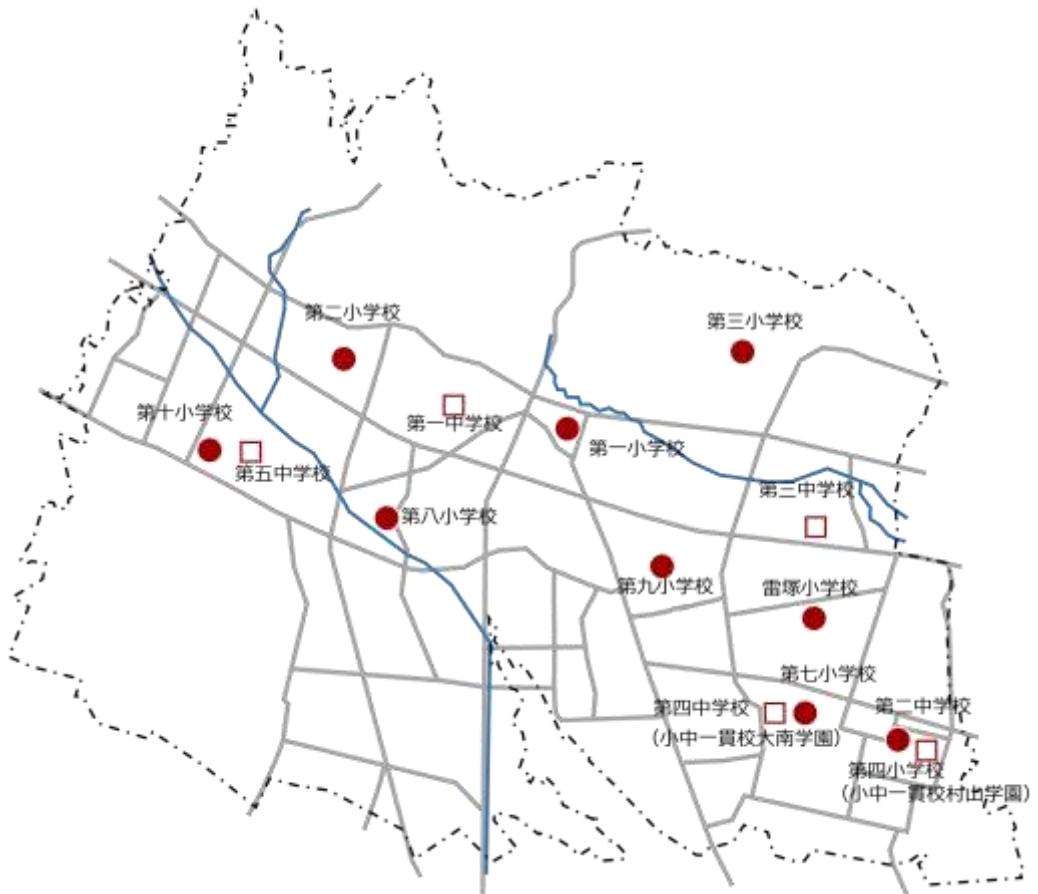
(各年 5 月 1 日現在)



(注)令和 2 年は速報値

出典：東京都資料

図4-2 学校教育施設位置図



出典：教育総務課資料

■ 基本方針

学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。

また、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三三次教育振興基本計画」が令和83年度に終期を迎えるため、次期の大綱及び基本計画を策定します。

校舎等の教育財産については、計画的な維持・管理に努め、安全性の向上に努めます。

また、さらに、(仮称)武蔵村山市防災食育センターを活用しの整備を進め、学校給食を通じた食育を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 教育環境の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①特色ある学校づくり	<p>平成29年3月に改訂された学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした開かれた教育を展開します。</p> <p>○特色ある学校づくりの推進</p>		
		教育指導課	
②小中一貫教育の推進	<p>「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進するとともに、市民や保護者等に小中一貫教育について、理解を深めてもらうため、情報発信を行います。</p> <p>学校運営協議会との更なる連携を図り、地域に密着した教育活動の充実を図るとともに、小・中学校の教職員が連携した学習指導を実施し、児童・生徒の学力向上・体力向上及び健全育成を図ります。</p> <p>○小中一貫校の教育充実 ○施設の形態に応じた特色ある教育の充実 ○小中一貫教育についての保護者・地域への情報発信</p>		
	教育指導課		
③弾力的通学区制と学校選択制の展開	<p>「武藏村山市立学校の指定に関する規則」に基づき、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。</p> <p>また、中学校の学校選択制については、引き続き保護者等の意見を参考しながら実施していきます。</p> <p>○学校選択制の実施</p>		
	教育総務課		
④特別支援教育の推進	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域と関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。</p> <p>特別支援教育における校内体制を整備するとともに、教員研修や特別支援教育コーディネーター養成研修を実施します。</p> <p>あわせて、インクルーシブ教育(*48)の推進と、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加の実現に向け、多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進します。</p> <p>○特別支援教育校内体制の整備 ○特別支援教育コーディネーターの要請及び教育研修の実施 ○自閉症・情緒障害学級の整備 ○校内におけるICT環境の整備 ○特別支援教育関係会議のWEB化の推進</p>		
	教育指導課		

(*48)インクルーシブ教育：障害のある児童・生徒が他の児童・生徒と同じように、平等に教育を受けることができる権利を確保できる教育制度

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	<ul style="list-style-type: none"> ○「第五次特別支援教育推進計画」の推進 ○教育・福祉・家庭が連携した支援体制の推進 ○乳幼児期における支援体制の推進 		
⑤健康・安全教育の充実と安全確保の推進	<p>学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談の実施、保健指導の充実等により、児童・生徒の心と体の健康管理に努めます。</p> <p>また、薬物乱用や犯罪などの危険から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域や関係機関と連携した安全教育を推進するとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、<u>通学路における合同点検スクールガード・リーダーの巡回点検</u>などを通して、児童・生徒の安全確保を図ります。</p> <p>さらに、地域ぐるみの学校安全講習会を実施し、危機管理意識の向上や管理体制の充実・整備の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強制化セーフティ教室の開催 ○強制化地域安全マップの作成 	教育指導課 関係各課	
⑥学校給食の充実	<p>(仮称)武藏村山市防災食育センターの整備を推進するとともに、学校給食調理等業務を民間に委託し、将来にわたって学校給食を安定的に提供するとともに、経費の削減及びサービス水準の維持向上を図ります。</p> <p>また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て地場食材を積極的に導入するとともに、アレルギー除去食への対応など、安全・安心な給食の提供を行います。</p> <p>食生活に対する正しい理解や適切な判断力などを養うため、学校給食を通じた食育を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強制化(仮称)武藏村山市防災食育センターの整備【再掲】 ○小・中学校の学校給食調理等業務の委託 ○学校給食を通じた食育の推進 	教育総務課	
⑦キャリア教育・進路指導の推進	<p>職場見学、職場体験等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校における職場体験学習の実施 ○キャリア・パスポートの活用 	教育指導課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
⑧適応指導・教育相談の充実	<p>児童・生徒や保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室・教育相談室の充実【再掲】 ○スクールカウンセラー・やスクールソーシャルワーカー等の配置【再掲】 		
⑨教職員の資質向上	「授業改善推進プラン」を活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。	教育指導課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種教職員研修の実施 ○一校一研究による校内研究の奨励 ○「授業改善推進プラン」の作成・活用 	教育指導課	

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①学力向上策の推進	<p>児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」及び「児童・生徒の学力向上に向けて」に基づき授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。</p> <p><u>放課後や長期休業中に学校施設を活用し、児童・生徒の学習習慣の確立や基礎学力の定着に向けて、学習支援を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学力・学習意識調査の実施 ○「授業改善推進プラン」の作成・活用【再掲】 ○学力向上推進委員会の運営 ○教育ボランティアの拡充 ○学校司書の配置 ○地域未来塾の実施 		
②心の教育の充実	教育指導課		
	<p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割を發揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。</p> <p>また、保育所・幼稚園と小・中学校及び公民館や図書館などが情報交換などによって連携を強め、一貫した心の教育の在り方について検討し、その実践に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳授業地区公開講座の実施 ○人権教育の推進【再掲】 		
③健康・体力の保持増進策の	教育指導課		
	<p>児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体力向上策の推進 ○部活動支援事業の実施 		

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
検討	○食育の推進	健康推進課 学校給食課 教育指導課		
④国際理解教育の推進	<p>様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化や社会を理解し、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、JET-ALT（外国青年招致事業による外国語指導助手）による英語教育や、総合的な学習の時間での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。</p> <p>また、帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が、日本での生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。</p>	○JET-ALTの配置 ○小学校英語活動支援員の配置 ○帰国子女等指導助手の配置	教育指導課	
⑤情報教育の充実	<p>高度情報化社会に柔軟な対応ができる児童・生徒を育てるため、GIGAスクール構想(*49)の実現のために整備したタブレット端末をはじめとする情報機器や視聴覚ソフトを最大限に活用し、効果的な学習指導に努めます。</p> <p>さらに、インターネット等を利用した学校間交流などを推進します。</p> <p>また、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、情報機器等の正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。</p>	○ICT教育の推進	教育総務課 教育指導課	
⑥環境教育の推進	地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題等の都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味・関心を持ち、理解を深める教育を展開します。	○環境教育の実施 ○稲作体験の実施	教育指導課	
⑦体験学習の充実	地域の自然や歴史、文化等に直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。	○稲作体験の実施【再掲】 ○職場体験学習の実施【再掲】 ○教育ボランティアの活用 ○移動教室の実施	教育指導課	
⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	<p>保護者や地域の願いを受け止め、共に子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開、学校ホームページ、SNS等を活用し、教育活動や学校経営方針の積極的な公開・公表に努めます。</p> <p>また、中学校の部活動に地域住民を外部指導員として配置し、部活動の活性化を図ります。</p>	○学校関係者評価の実施 ○一斉学校公開の実施	教育指導課	

(*49)GIGAスクール構想：児童・生徒一人一人に1台の情報機器と通信環境を一体的に整備し、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を構築する構想

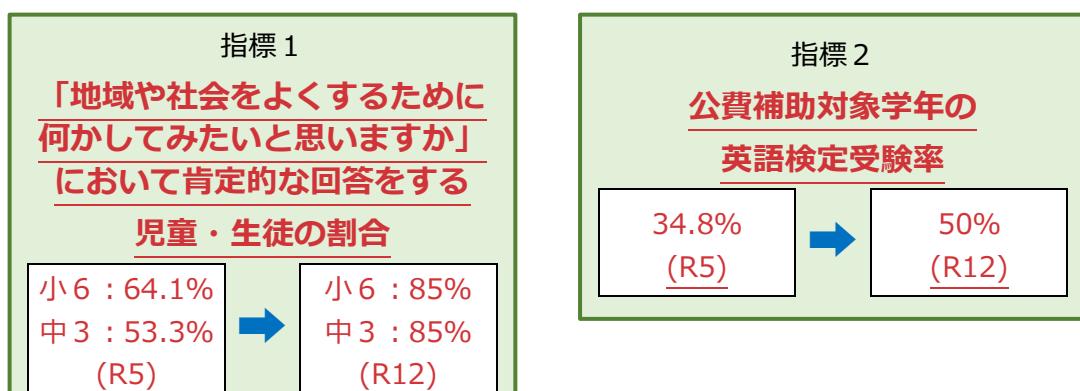
項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	○コミュニティ・スクールの活用 ○部活動指導員・部活動外部支援員の配置		
⑨読書活動の推進	学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性などを育み、人間力の基礎となる「言語能力」の育成を図ります。 ○学校司書の配置【再掲】	教育指導課	
⑩まちづくり学習の推進	市内小・中学校の地域の特性をいかしたまちづくり学習を実施し、市や地域に愛着を持つとともに、市の発展や課題について考え、主体的に問題解決に取り組む児童・生徒の育成を図ります。		

(3) 教育施設・設備の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①学校施設・設備の整備	児童・生徒が安全に充実した学校生活が送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 また、地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実を図るとともに、学校施設の非構造部材の耐震化を推進し、多くの方が安心して施設を利用できるように設備の充実を図ります。 <u>民間企業の知識などを活用し、学校施設の管理を効率化・高度化を図るため、包括管理業務委託を検討します。</u>		
	○強靭化学校施設改修の実施（トイレ環境整備、校舎屋上防水、校舎建具、屋内運動場外装・床・屋根等） ○強靭化学校設備改修の実施（放送設備、消防設備等）	教育総務課	
②教育センター活動の推進	教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒の悩みに対応するため、研修室、適応指導教室、教育相談室等の教育センターの機能充実を図るとともに、教育に関する情報の収集・提供などを行います。	教育指導課	
	○教育センターの機能充実		
③教育機器・教材の充実	タブレット端末やデジタル教材等の情報機器や、視聴覚機器の導入・更新など、新しい教育内容や指導方法の変化に応じた情報教育の一層の推進を図ります。		
	○学校備品の購入等 ○教育用情報機器等の活用	教育総務課 教育指導課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
	①指導書、副読本の購入等		

■ 成果指標



<水田学習>

2 生涯学習

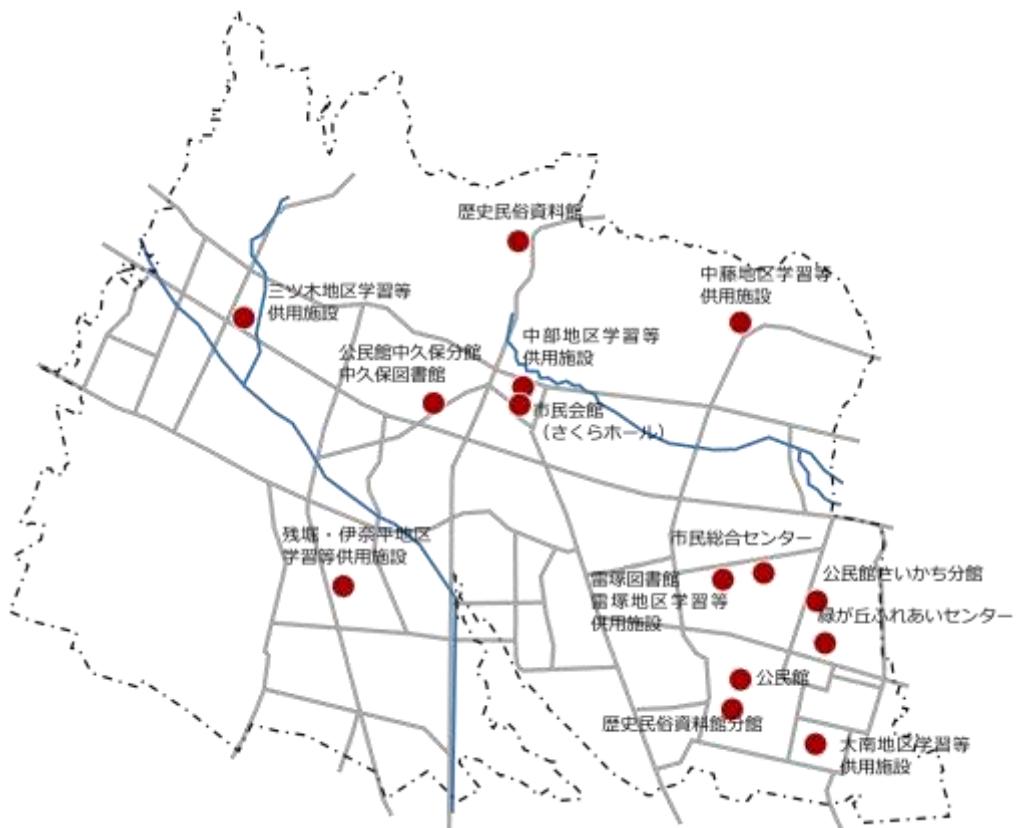
■ 現状と課題

人生100年時代を迎えており、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。そのため、市民が生涯学習を通じて心豊かな人生を送ることができるよう、多様で質の高い学習機会を適切に提供することが求められています。社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では市民の価値観の変化・多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。また、インターネットを通じて時間や場所を問わず電子書籍の貸出・閲覧・返却・予約などが可能な「むさしむらやま電子図書館」のサービスを導入するなど、学習情報をより享受しやすい環境の実現にも努めています。

今後も市民の多様なニーズに応えるため、よりよい学習環境の整備や、より質の高い学習情報の提供に努める必要があります。日常生活における地域課題の解決に必要な資料の提供や情報収集などレファレンスサービス(*50)の充実に努め、市民の知的・文化的活動を支援する必要があります。

図4-3 生涯学習施設位置図



出典 文化振興課・図書館資料

(*50)レファレンスサービス：図書館員が、図書館の利用者が必要とする情報や資料を探す手助けをする業務

表4-5 生涯学習施設等一覧

(令和2年4月1日現在)

名 称		施 設 内 容
公 民 館		
公民館中久保分館		
公民館さいかち分館		
市民会館(さくらホール)		
歴 史 民 俗 資 料 館		
歴 史 民 俗 資 料 館 分 館		
緑が丘ふれあいセンター		コミュニティセンター、男女共同参画センター(ゆーあい)、老人福祉館
市 民 総 合 センタ－		保健福祉総合センター、教育センター、子ども・子育て支援センター
図書館	雷塚図書館	
	中久保図書館	
学習等供用施設	雷 塚	地区会館
	中 藤	地区会館、地区図書館、地区児童館
	中 部	地区会館
	三 ツ 木	地区会館、地区図書館
	大 南	地区会館、地区図書館、地区児童館
	残 堀 ・ 伊 奈 平	地区会館、地区図書館、地区児童館

出典 文化振興課・図書館資料

表4-6 社会教育関係施設利用状況

(令和元年度実績)

施設名	開館日数	主催事業		一般団体		その他		合計	
		日	回	人	回	人	回	人	回
公 民 館	343	189	2,747	860	9,312	2	35	1,051	12,094
公民館中久保分館	341	2	20	182	1,823	32	380	216	2,223
公民館さいかち分館	56	1	11	28	381	2	100	31	492
雷塚地区会館	341	-	-	791	10,069	142	846	933	10,915
さいかち地区会館	261	-	-	68	376	-	-	68	376
中藤地区会館	342	3	4	666	6,839	53	867	722	7,710
中部地区会館	334	190	2,335	263	4,550	3,920	40,349	4,373	47,234
三ツ木地区会館	343	1	5	1,134	13,387	95	1,092	1,230	14,484
大南地区会館	341	35	552	987	9,985	36	379 (492)	1,058	10,916 (492)
残堀・伊奈平地区会館	343	4	21	1,415	13,246	39	484	1,458	13,751
生涯学習活動室	321	21	226	1,111	16,151	324	7,833	1,456	24,210
合計		446	5,921	7,505	86,119	4,645	52,365 (492)	12,596	144,405 (492)

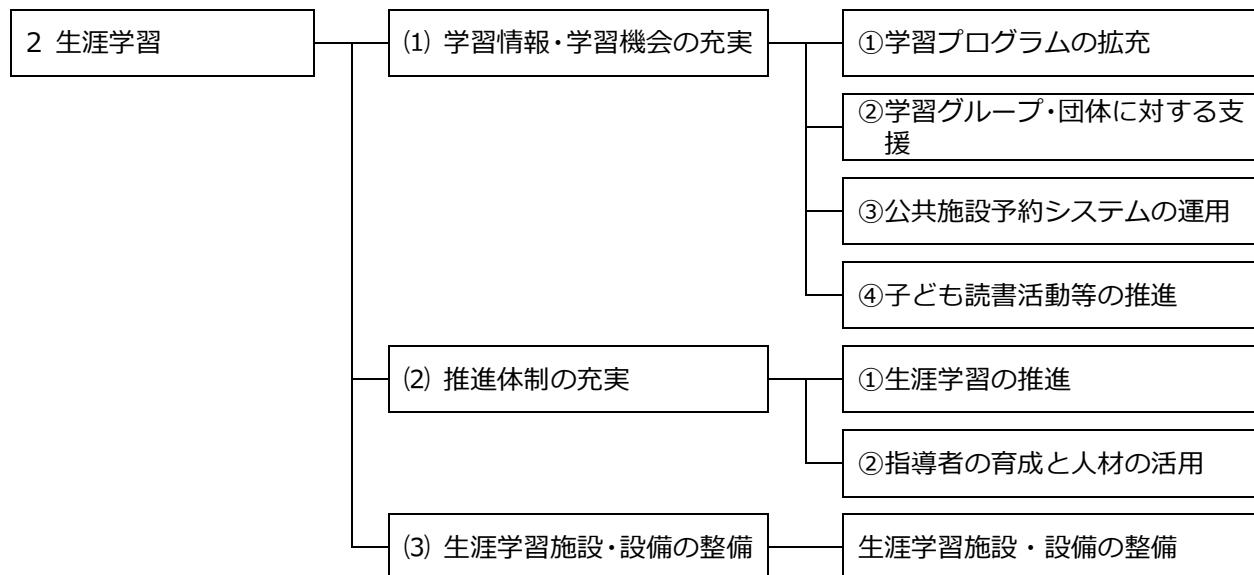
(注)さいかち地区会館は令和元年12月で閉館、()内は談話室使用人数であり、外数

出典 教育総務課・文化振興課資料

■ 基本方針

市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

■ 施策の体系・内容



(1) 学習情報・学習機会の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①学習プログラムの拡充	「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、制度の更なる利用促進に努めるとともに、男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、 <u>文化、芸術</u> 、 <u>文化</u> 、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、 <u>文化・芸術</u> 、 <u>文化</u> 的な講座については、市民との共同開催を図ります。 ○出前講座の充実 ○公民館事業の充実 ○図書館ホームページの運用 ○各種講座の充実	文化振興課 図書館 関係各課	SDGs SDGs SDGs
②学習グループ・団体に対する支援	自主的な学習活動を行う市民グループや団体と連携し、学習内容や運営、指導者、活動場所の周知等を図ります。 また、活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により開催します。 ○学習相談窓口の整備 ○自主的な学習活動を行う市民団体の積極的な周知 ○生涯学習フェスティバルの開催	文化振興課 関係各課	SDGs SDGs

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
③公共施設予約システムの運用		各種団体の生涯学習活動情報を提供するとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる公共施設予約システムを運用し、市民の生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設予約システムの運用 ○利便性向上のためのキャッシュレスやタブレット端末導入の検討 	文化振興課 関係各課		
④子ども読書活動等の推進		子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。 また、 文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を進めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○おはなしの会の充実 ○資料相談・読書相談の拡充 ○子ども向け電子図書の検討 	図書館		

(2) 推進体制の充実

項目	内 容			
	具体施策	所管課	SDGs	
①生涯学習の推進		郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、学習機会の場の提供及び団体に関する的確な情報の提供により、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援を行います。 また、 市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の学習活動や社会参加活動の支援 ○郷土・行政資料の充実 	文化振興課 図書館		
②指導者と人材の活用		市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。 さらに、 学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強制化 各分野における指導者の育成 ○強制化 青少年リーダーの養成【再掲】 ○公民館講座等での人材活用 	文化振興課		

(3) 生涯学習施設・設備の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
生涯学習施設・設備の整備	<p>公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の適正な維持管理・充実に努めます。</p> <p>整備を進めるとともに、これらの施設との生涯学習施設の機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの設置について検討を進めます。</p> <p>利用者が快適に学習や読書などに取り組めるよう図書館の環境整備を推進していきます。</p> <p>また、限られたスペースを有効活用し、子ども・若者などの居場所づくりを検討します。</p> <p>また、各施設が一層利用しやすくなるように、施設を予約するための公共施設予約システムの操作性、利便性を高め、利用者の負担軽減を進めます。</p> <p>既存の公共施設の最適配置に向けた検討と合わせて、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの設置について検討を進めます。</p> <p>さらに、教育・観光・産業分野との連携の下、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりの検討を進めます。</p>		
○強化 市民会館の整備	文化振興課		
○強化 学習等供用施設の整備			
○強化 (仮称)生涯学習センター整備の検討	企画政策課 文化振興課 図書館		
○強化 図書館の管理・整備 ○学校図書館との連携	図書館		

■ 成果指標



3 スポーツ・レクリエーション

■ 現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力の向上、地域コミュニティの活性化などに重要な役割を果たしています。

本市は、市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで、健康で豊かな心とからだを育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成26年10月5日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行いました。さらに、令和6年度には、スポーツ都市宣言が10周年を迎える記念事業として、ARスポーツの体験会を行いました。

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のニーズは高く多様化する傾向にあります。

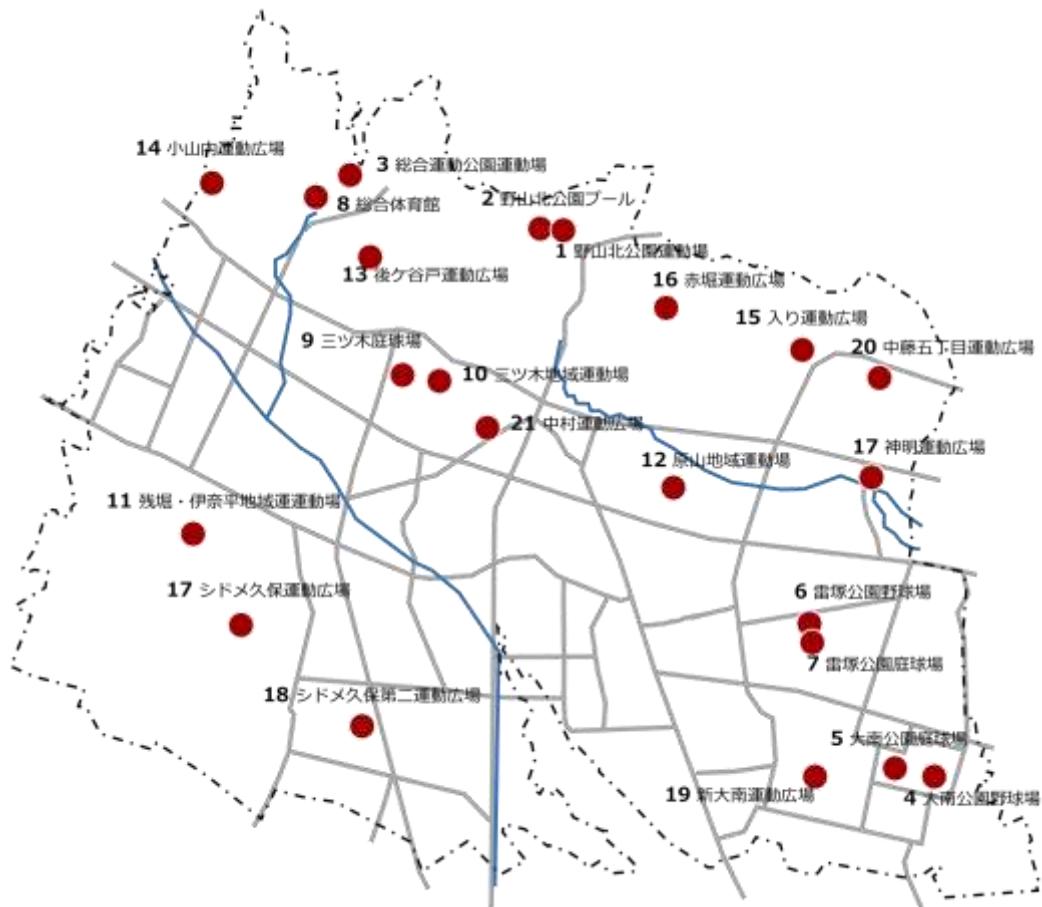
そのため、今後は、スポーツ・レクリエーションに接することが少なかった市民にスポーツ事業等への参加を促進することを推進する組織体制の強化や、障がい者スポーツの普及等、さまざまな取組を図っていく必要があります。

~~今後は、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに接し、楽しむことができる環境を整備するとともに、これまで運動をする機会が少なかった市民に、スポーツ事業等への参加を促進することで楽しみを持ってもらい、生活の充実度の向上を図る必要があります。~~

また、生涯にわたってスポーツとの関わりを持つことができる環境を整えるためには、地域と連携した取組が肝要であるため、です。そのために、住民が主体的に運営する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゃークラブ）の充実を図る必要があります。

市内スポーツ施設については、子ども、高齢者、-障がい者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるよう環境整備を進める必要があります。さらに、誰もが楽しめるスポーツイベントや大会など、スポーツを通した市民の交流にも力を入れていくことが求められています。の充実を図る必要があります。

図 4-4 スポーツ施設位置図



(注) 図中に記載の番号は表 4-7 スポーツ施設等一覧のNo.

出典 環境課・スポーツ振興課資料

表4-7 スポーツ施設等一覧

(令和2年4月1日現在)

No.	名 称	面積(m ²)	競技施設	備 考
1	野山北公園運動場	6,656.00	・運動場	
2	野山北公園プール	3,425.17	・プール(25m、幼児用)	
3	総合運動公園運動場	42,691.58	・第1運動場：硬式・軟式野球、 ソフトボール ・第2運動場：陸上競技、サッカー等 ・第3運動場：少年野球等	
4	大南公園野球場	7,161.43	・野球場(ナイター施設)	
5	大南公園庭球場	2,117.67	・庭球場(3面)	
6	雷塚公園野球場	7,817.65	・野球場	
7	雷塚公園庭球場	2,138.85	・庭球場(3面)	
8	総合体育館	3,437.70	・第一体育室：バスケットボール、 バレーボール、 バドミントン等 ・第二体育室：空手道、剣道、 軽体操等 ・第三体育室：柔道、合気道、 軽体操等 ・会議室：各種会議等 ・トレーニング室 ・卓球スペース ・ランニング走路 ・幼児体育室	総合運動公園内
9	三ツ木庭球場	2,384.37	・庭球場(2面)	
10	三ツ木地域運動場	4,865.57		
11	残堀・伊奈平地域運動場	3,004.98		
12	原山地域運動場	3,980.86		
13	後ヶ谷戸運動広場	1,276.61		
14	小山内運動広場	2,058.64		
15	入り運動広場	1,203.15		
16	赤堀運動広場	995.00		
17	シドメ久保運動広場	2,053.23		
18	シドメ久保第二運動広場	570.23		
19	新大南運動広場	1,065.02		
20	中藤五丁目運動広場	676.00		
21	中村運動広場	1,418.60		

出典 環境課・スポーツ振興課資料

◆武蔵村山市スポーツ都市宣言

平成 26 年 10 月 5 日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを実践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
- 1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

◆スポーツ都市宣言ロゴマーク

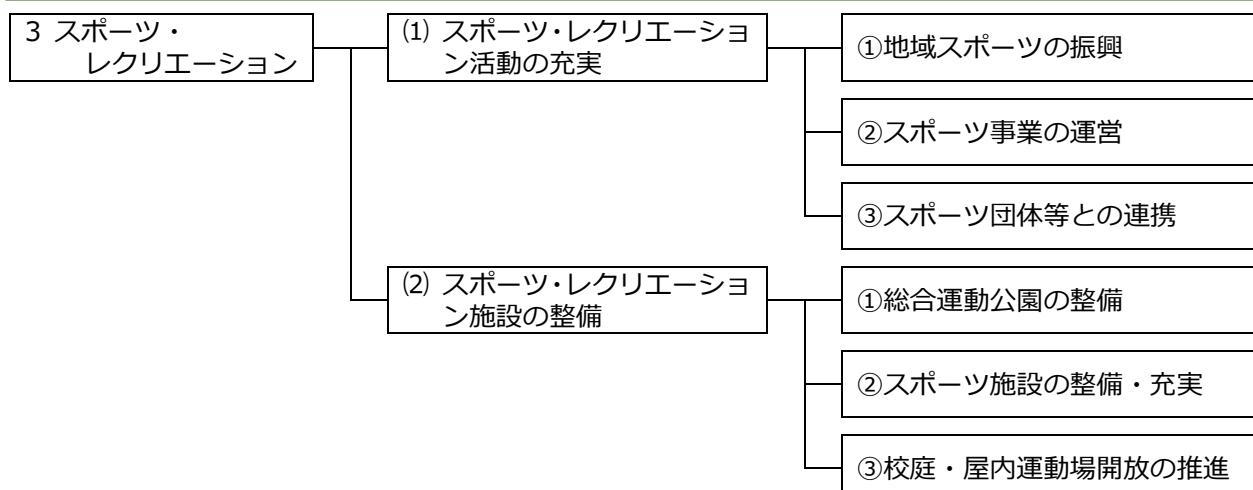


■ 基本方針

市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①地域スポーツの振興 <p>地域の特性や、市民の要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の活性化に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を開設し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。</p> <p>また、スポーツ活動の充実と基盤形成のために、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を更に推進します。</p> <p>さらに、総合体育館を中心とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用に努めるとともに、公共施設予約システムの運用による利便性の向上を図ります。</p>			
	○総合型地域スポーツクラブの運営支援 ○スポーツ推進委員・スポーツ協力員との連携	スポーツ振興課	
	○公共施設予約システムの運用【再掲】	文化振興課 スポーツ振興課 関係各課	
②スポーツ事業の運営 <p>市民の要望等を踏まえて、<u>新たな競技種目を取り入れるなど</u>各世代が広く参加できる環境や機会の充実を図り、きめ細かな事業運営に努めます。</p>	○各種大会・教室の運営	スポーツ振興課	
	○体育協会等との連携 ○スポーツ少年団の運営支援	スポーツ振興課	
③スポーツ団体等との連携 <p>体育協会を中心としたスポーツやレクリエーション団体の運営強化を支援するとともに、スポーツ指導者の人材確保や育成に努めるなど、体育協会等と密接に連携しながらスポーツ振興を推進します。</p>	○体育協会等との連携 ○スポーツ少年団の運営支援	スポーツ振興課	

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①総合運動公園の整備 <p>競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中心とした総合運動公園の機能の充実に努めます。</p>			
	○強制化野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討	都市計画課 スポーツ振興課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
②スポーツ施設の整備・充実	日常生活圏でスポーツと親しめる場や環境を確保するため、 <u>各種スポーツ施設や地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。</u>		
	①強化野山北公園プールの整備 ②強化地域運動場・運動広場の整備・充実	スポーツ振興課 環境課	
③校庭・屋内運動場開放の推進	学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に広く開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、必要な設備の充実に努めます。		
	①校庭・屋内運動場の開放	スポーツ振興課	

成績指標



<市民駅伝競走大会>

第3節 文化

1 市民文化

■ 現状と課題

日ごろの文化・芸術活動の成果を発表・展示する機会として市民文化祭を開催するなど、平成20年度から、市民会館（さくらホール）の管理・運営については指定管理者制度を導入しており、指定管理者独自の発想をいかしながら、市民の文化の創造と活動のための機会を提供してきました。拠点の充実に努めています。

また、市民会館（さくらホール）の管理・運営を継続して行い、市民の文化の創造と活動のための場の充実にも努めています。

今後も、文化・芸術活動の発表機会を確保する市民ニーズの多様化に応えるため、幅広く文化や芸術活動等の振興に努めるとともに、こうした文化・芸術活動に市民が触れる場を設けることで、市民文化の高揚を図っていくことが求められます。市民団体等の発表の場を提供し、活動の活性化を図る必要があります。

■ 基本方針

地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が文化や芸術芸術や文化に触れる機会を確保します。

■ 施策の体系・内容



(1)-文化・芸術芸術・文化の振興

項目	内 容		
	具 体 施 策	所 管 課	SDGs
①参加機会や場の拡充	各種文化講座の開設や学習情報の提供などを推進し、市民が主体的に <u>文化・芸術芸術・文化</u> に触れる機会や場の確保に努めます。 ○市民文化祭の支援	文化振興課	
			4 貧困をなくす みんなで

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
②関係団体・人材の育成	文化活動の推進のため、各種文化団体の育成や指導者の養成を支援するとともに、団体間、指導者間の連携を促進します。 ○強化自主団体への支援	文化振興課	
③公民館事業の充実	文化・芸術・文化活動を一層活発化するため、市民や関係機関等と連携して、公民館事業の充実を図ります。 さらに、ホームページやSNS等の活用により事業の周知に努めます。 ○公民館事業の充実【再掲】	文化振興課	

(2)-文化・芸術・文化施設の整備

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
文化・芸術芸術 文化施設の整備	市民会館は、平成20年度から指定管理者による管理を行っており、指定管理者の新たな発想による適切な維持管理や利便性の向上など、利用者に喜ばれる施設運営の支援を行います。 ○強化市民会館の整備【再掲】	文化振興課	

成果指標



2 伝統文化・文化財

■ 現状と課題

本市には、縄文時代の遺跡である吉祥山遺跡をはじめとする遺跡等や、古くから残る文化財があり、指定文化財も数多く、市民の財産として保護・保存を図っています(図4-5、表4-8参照)。

また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存と合わせて、展示などの活用に努めています。特に歴史民俗資料館については、市指定文化財をはじめとする歴史資料のデジタル化に向けた取組を行っています。

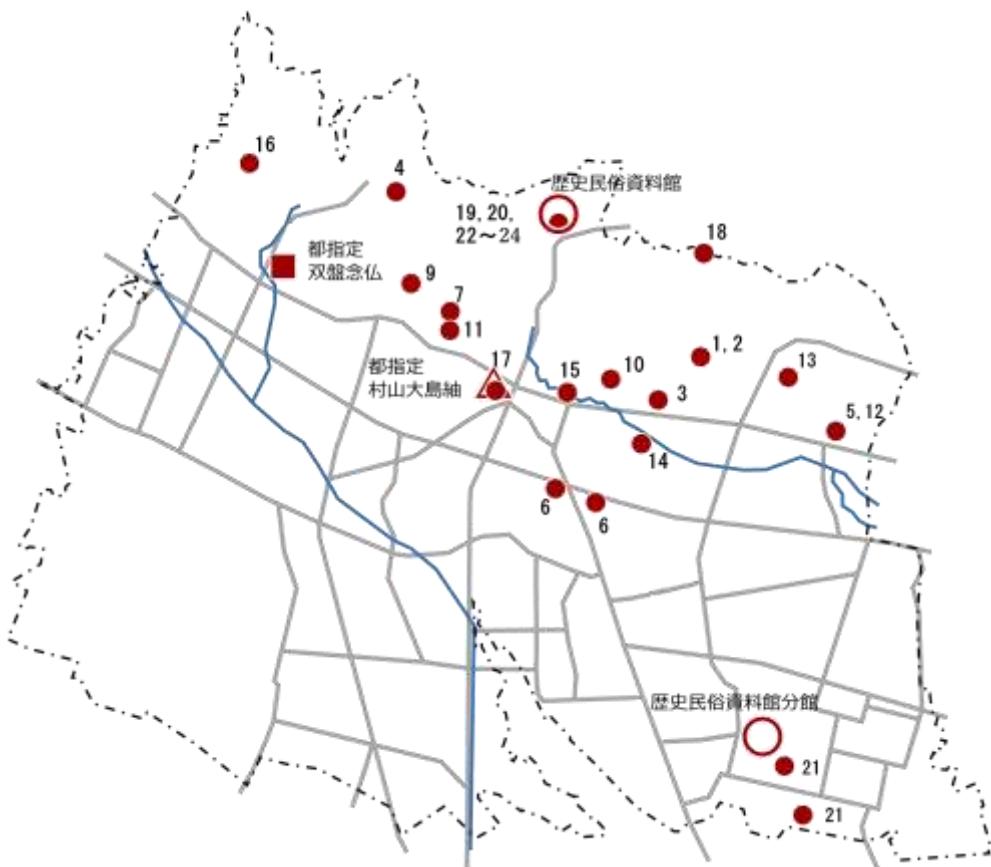
しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの地域に残る歴史的な資源や文化、また、伝統芸能が失われつつあります。貴重な文化財が失われつつあり、

地域に根付いた優れた歴史的文化は大切に保存し次世代に引き継いでいくことが重要であり、人々が日常生活の中で守り続けてきた貴重な財産をまちづくりに生かし、残していく必要があります。市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくために、引き続き伝統文化・文化財等を保存・継承していく必要があります。

今後も、伝統文化や文化財に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。

また、それらを、次世代を担う子どもたちが引き継いでいけるよう、気軽に伝統文化や文化財に触れ、楽しく学べる環境づくりをしていくことが求められています。

図4-5 文化財等の分布状況



(注) 図中に記載の番号は表4-8 文化財一覧のNo.

出典 文化振興課資料

表4-8 文化財一覧

(令和2年1月1日現在)

指定種類	No.	名 称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月
都 指 定 無形文化財	△	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和 42 年 3 月
都指定無形 民俗文化財	■	双盤念仏 (薬師念仏鉢はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏鉢はり 保存会	平成 3 年 3 月
市 指 定 有形文化財	1	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和 51 年 4 月
	2	眞福寺格天井花鳥画			平成 15 年 6 月
	3	指田日記	本町五丁目	個人所有	昭和 51 年 4 月
市指定有形 民俗文化財	4	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	
	5	大日堂庚申塔	神明三丁目	個人所有	
市指定史跡	6	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市	
市指定旧跡	7	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺	昭和 51 年 4 月
市指定無形 民俗文化財	9	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様 祇園ばやし保存会	
	10	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会	
	11	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会	
市指定有形 民俗文化財	12	神明ヶ谷戸大日堂の 大日如来像	神明三丁目	個人所有	平成 7 年 12 月
	13	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺	
	14	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	個人所有	
市 指 定 有形文化財	15	萩の尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂	
市指定無形 民俗文化財	16	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺	
市 指 定 有形文化財	17	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合	平成 13 年 12 月
市指定無形 民俗文化財	18	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講 谷津講社	
市 指 定 有形文化財	19	屋敷山遺跡出土 人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成 15 年 6 月
	20	屋敷山遺跡出土 中世常滑窯大甕			
市指定旧跡	21	東京陸軍 少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市	平成 19 年 7 月
				禅昌寺	
市 指 定 有形文化財	22	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成 27 年 7 月
	23	内野佐兵衛家文書			
	24	渡辺源藏家文書			

(注) No.8 は「薬師念仏鉢はり」の東京都指定に伴い市指定を解除し欠番

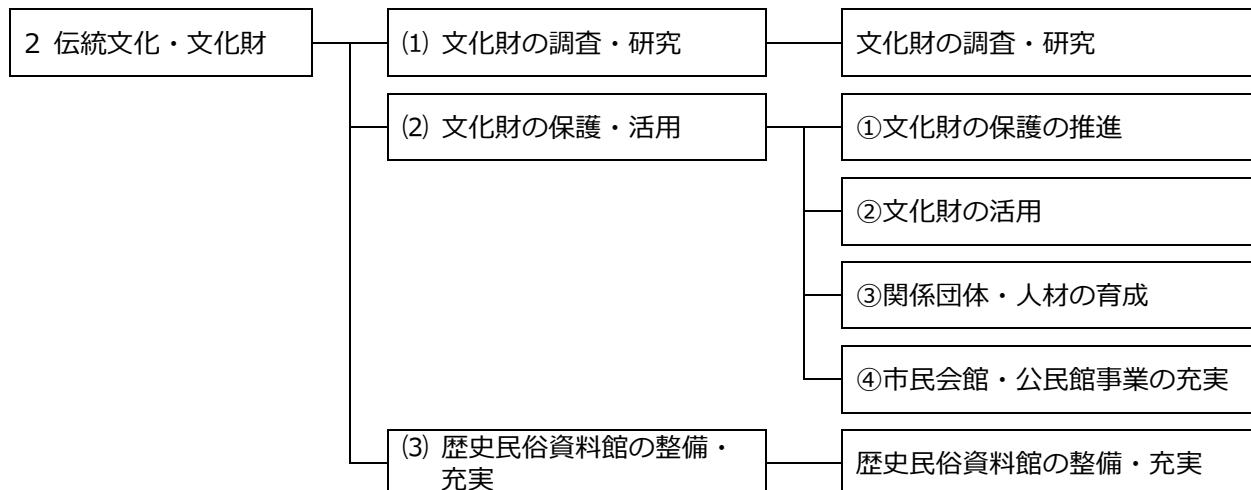
出典 文化振興課資料

■ 基本方針

市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 強化文化財の調査・研究

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
文化財の調査・研究	<p>市内に所在する各種文化財等の調査を実施し、その種別など文化財としての位置付けを明らかにしていきます。</p> <p>また、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。</p> <p>○文化財に関する調査・研究</p>	文化振興課	

(2) 文化財の保護・活用

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
①文化財の保護の推進	<p>収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、文化財保護審議会などの意見を尊重し、デジタル化を含めた文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。</p> <p>○強化文化財に関する調査・研究【再掲】</p> <p>○強化文化財保護の推進【再掲】</p> <p>○収蔵資料の公開、展示</p>	文化振興課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
②文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や、東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの軍事施設を紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。		
	①歴史散策コースの普及・啓発	文化振興課	
③関係団体・人材の育成	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、設立された市民団体等との連携や交流の促進に努めます。		
	①強制化歴史講座等の実施	文化振興課	
④市民会館・公民館事業の充実	伝統的な <u>文化、芸術藝術、文化</u> などの講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、これらの講座については、市民との共同開催を図ります。		
	①市民会館事業の充実 ②公民館事業の充実【再掲】	文化振興課	

(3)-強制化歴史民俗資料館の整備・充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、市民の財産として文化財の適正な収集・管理及び文化財の保護、保存に努めます。 <u>収蔵資料のデジタル化を計画的に行い、利便性の向上を図るとともに、市内外を問わず広く発信していきます。</u>		
	①歴史民俗資料館・分館の適切な維持管理	文化振興課	

■ 成果指標

指標 1	指標 2						
<p>歴史民俗資料館利用者数</p> <table border="1"> <tr> <td>5,584<small>7,931</small>人 (R5R1)</td> <td>→</td> <td>12,000 人 (R12R7)</td> </tr> </table>	5,584 <small>7,931</small> 人 (R5R1)	→	12,000 人 (R12R7)	<p>歴史散策コースマップ販売冊数</p> <table border="1"> <tr> <td>3770 冊 (R5R1)</td> <td>→</td> <td>150 冊 (R12R7)</td> </tr> </table>	3770 冊 (R5R1)	→	150 冊 (R12R7)
5,584 <small>7,931</small> 人 (R5R1)	→	12,000 人 (R12R7)					
3770 冊 (R5R1)	→	150 冊 (R12R7)					



<双盤念仏（薬師念仏鉦はり）>



<横中馬獅子舞>



<里山民家（都立野山北・六道山公園内）>

